

5/15~21
総合治水推進週間



洪水や浸水を防ぐためには、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川改修だけでは、開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。本町を含む新川流域では、県や流域市町とともに「総合治水対策」を行っています。特に、

新川流域は平成十八年一月一日から特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定され、次の取組を行っています。

- ① 雨水の浸透を阻害する行為の許可制
田畑など締め固められていない土地で行う五百平方メートル以上の開発（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は県知事等の許可が必要です。許可に当たっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。
- ② 流域水害対策計画の策定
県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施しています。流域水害対策計画は平成十九年十月に公表しています。「新川流域・境川流域総合治水ホームページ」に掲載しています。

- ③ 保全調整池の指定
既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。
- ④ 都市洪水想定区域・都市浸水想定区域の指定
河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

○町の取組
町では公共施設に雨水を貯留する施

設を整備しています。役場駐車場や神明公園の広場など、町内で一万二千三百五十三立方メートルの貯留施設が完成しています。また、透水性舗装も活用しています。

○雨水の流出抑制にご協力を
新たに住宅を建築したり、駐車場を整備する場合に、浸透ます、透水性舗装（雨水を地下にしみこませることのできる舗装）などの雨水流出抑制施設の設置にご協力ください。町では、新たに下水道に接続する際に不要になる

浄化槽を雨水貯留施設へ転用する費用の一部を補助しています。

○ビジュアルボードフェア開催
総合治水を理解していただくため、図や写真を用いたパネル展示を行います
▼とき 六月二十四日(金)〜六月三十日(木)▼ところ 豊山町社会教育センター二階ロビー

▼問合せ 建設課土木・農政係 ☎28・0380

愛知駅伝選手募集

第11回愛知駅伝が12月3日(土)、愛・地球博記念公園で県内全市町村が参加して行われます。町の選手候補者を決める記録会を次のとおり開催します。ランニング愛好者の皆様のご参加をお待ちしています。

- ▶申込資格 町内に在住・在勤の方
- ▶締切 6月6日(月)
- ▶申込方法 募集要項付属の申込書に必要事項を記入して教育委員会事務局生涯学習係へ提出してください。募集要項は、5月23日(月)から役場3階9番窓口教育委員会事務局生涯学習係で配布します。
- 日時 6月12日(日) 午前8時(小雨決行)
- 会場 神明公園散策コース
- ▶区分 ①小学生男子、②小学生女子、③中学生男子、④中学生女子、⑤ジュニア(高校生相当)男子、⑥ジュニア(高校生相当)女子、⑦40歳以上性別不問、⑧一般(18歳以上)女子、⑨一般(18歳以上)男子
- ▶問合せ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎28・0396